

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、婚姻前は私の父親が、婚姻後は私の元夫が国民年金保険料をすべて納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付してくれていたと思うので、申立期間が未加入期間で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に同居していた申立人の母親は、国民年金制度発足当初から60歳到達の前月まで国民年金に加入し、昭和36年度の未納期間6か月及び37年度の申請免除期間9か月を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているほか、昭和52年4月から付加保険料も納付していたことが確認できることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、その母親が納付していたと述べているところ、申立人の昭和58年度の保険料は、A市に居住する元夫と別居した後の昭和58年8月及び同年12月にB町（現在は、C町）で納付されていることが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、B町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、強制加入被保険者として記録されていたものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料の納付書は交付されていたものと考えられ、申立人が昭和58年に同町に転居したころから生活費の一部を援助し、申立人の昭和58年度の保険料を納付したと思われ、かつ、納付意識が高かったその母親が、申立期間の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立人は昭和45年7月に婚姻後、申立期間当時も共済年金被保険者である元夫の配偶者（被扶養者）であったが、i) オンライン記録では、申

立人の資格が 58 年 4 月 9 日付けで任意加入被保険者から強制加入被保険者に種別変更された上、被用者年金各法への加入事実が無い申立人の被保険者資格を 59 年 4 月 1 日付けで喪失させていること、ii) B 町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の申立期間の資格取得及び喪失に係る記録は、61 年 4 月以降に不自然な訂正処理が行われている上、昭和 60 年度については「申請免除」の記録のままになっていることから、申立人の申立期間に係る資格及び納付記録は、適切に管理されていなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年4月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年4月まで
② 昭和57年7月から同年9月まで

申立期間①については、昭和51年2月10日にA市B区役所から身体障害者手帳の交付を受けた際に、私の両親が同手帳の交付を担当する係の職員から障害福祉年金の申請を勧められ、同時に国民年金保険料の未納期間があると障害福祉年金の受給ができない旨の説明を受けていること、また、私の母親から大学在学中には国民年金保険料を納付していないと聞いていたことから、大学卒業後である当該期間については、母親が保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間②については、A市C局を退職後、年金の空白期間が生じないよう細心の注意を払って厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っており、当該期間の国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書も所持していることから、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、i) 申立人は昭和51年2月10日に身体障害者手帳(4級)の交付を受けており、当該手帳の交付時に障害福祉年金についての指導が行われていることが、A市保管の申立人に係る身体障害者更生指導台帳のケース記録により確認できること、ii) 同市では、申立人に係る障害福祉年金申請の受付簿は廃棄済みであると回答しているところ、申立人は、「障害福祉年金を受給申請するために、医師の診察を受けに行ったが、当該医師から、『受給は難しい。』との診断を聞いたため、申請は行わなかった。」と明確に記憶していることから、その時期は不明であるが、申立人に係る身体障害者手帳の交付申請等を代わりに行っていたとするその母親が、申立人に

係る身体障害者手帳の交付後に、障害福祉年金の相談を行ったことが推認できる。

また、A市では、「障害年金の相談を受けた際には、必ず国民年金の加入状況を確認し、強制加入対象者が未加入の場合には加入手続を行わせる。未加入と認知していながら、加入手続を行わせないことは考えられない。」としており、障害福祉年金についても同様の手続と考えられることから、申立人の母親が、申立人の住所を管轄する同市B区役所の国民年金担当係に申立人の障害福祉年金の相談を行った際、申立人に対し国民年金手帳記号番号が付番されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の母親は、娘である申立人の身体状況を考え、身体障害者手帳の交付、障害福祉年金の受給を求めていたこと、及び申立期間①当時、両親共に国民年金保険料を納付済みであることを踏まえると、申立人の母親は、申立人の保険料も納付していたものと考えるのが相当である。

2 申立期間②については、申立人は申立期間②の国民年金保険料を納付した際に受け取った領収書を所持しており、当該領収書においては、申立期間である昭和57年7月から9月まで(第2期)の領収欄に、同年11月2日付けのD銀行E支店の領収印が確認できる。

しかしながら、当該領収書において、第3期の領収欄では領収印の上から⑩印が押されているのに対し、A市の被保険者名簿では申立期間が未納とされ、第3期が納付済みと記録されていることについて、同市では、「銀行において第3期の保険料を収納する際、誤って領収書の第2期に領収印を押し、その後すぐに誤りに気づいて第2期に⑩印を押すべきところを、第3期に⑩印を押したもの、又は、銀行において第2期を収納する際に、誤って領収書の第3期欄に領収印を押したため、第3期の領収印を消したが、A市へは第3期を収納したものとして通知されたと考えられる。」としており、国民年金保険料収納業務に係る事務処理の誤りが認められる。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金の加入期間において保険料の未納期間が無いこと、厚生年金保険との切替手続を適切に行っていること、及び平成13年からは保険料を前納していることなどからも、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成4年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月11日から8年1月8日まで

平成4年8月にA社の面接を受け、すぐに採用になった。しかし、厚生年金保険の加入記録は、8年1月からであり申立期間が欠落している。私の入社以前から勤務していた女性事務員も私のことを覚えているし、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の具体的な申立内容、事業主及び同僚の供述内容から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び同僚の供述に加え、申立期間当時の従業員数とオンライン記録から確認できる厚生年金保険被保険者数が一致することから、当該事業所においては常勤従業員を全員、厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

さらに、当時の給与担当者は「申立人はアルバイトではなく、厚生年金保険にもすぐ加入していたと思う。給与計算の際も社会保険料等を控除し、控除後の手取り分を現金で給料袋に入れていた。また、従業員が5人から6人ぐらいしかいない会社なので、仮に申立人だけ厚生年金保険料が控除されていないとしたら疑問に思い、気が付くはずだ。」と供述している。

加えて、事業主及び当該事業所の事務補助に従事していた事業主の母親

も「申立人は正社員であり、当然、厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成8年1月のオンライン記録から判断すると、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、申立人が平成4年8月11日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会が複数回あったにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が8年1月8日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで
A社に勤務している期間のうち、昭和62年10月1日から63年10月1日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が6万8,000円となっているが、給与明細書によると、標準報酬月額は44万円であると思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、A社が加入する厚生年金基金の加入員記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その主張する44万円と記載されている。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時、加入している健康保険組合を通じて社会保険事務所(当時)へ算定基礎届を提出していた。」と供述している上、当該事業所が加入する厚生年金基金及び健康保険組合は、「申立期間当時、算定基礎の届出は、複写式の届出様式であった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

北海道厚生年金 事案 2878 (事案 177 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から39年8月5日まで

昭和37年11月から40年2月までA社に勤務し、B社C営業所の営業担当者のD業務員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

当初の委員会の決定に基づく通知を受けた後、当時、勤務中にB社の営業担当者として写した写真が新たに見つかったため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に照会したものの、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られなかったこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、申立人と厚生年金保険被保険者資格取得日が同一であることが確認できる者二人に照会したものの、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険の適用状況を確認することはできなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年9月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、i) 申立人が自身と同様に当該事業所からB社にD業務員として派遣されていたと供述する者二人のうち一人は、「私は昭和35年4月からA社にD業務員として勤務し、B社に派遣されていたが、申立人はその

2年か3年後に入社し、私が同社を退職した39年6月以降も継続して勤務していた。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人は、私が結婚した時期から考えると、少なくとも昭和38年3月以前からA社に同じ派遣D業務員として勤務していた。」と供述していること、ii) 申立人が今回新たに提出した写真で確認できるB社C営業所の営業担当者であった者が、「当時、B社C営業所では、A社からD業務員付きで営業車両2台の派遣を受けており、D業務に必要な免許を持たない者や地方回りの者が共用していた。申立人はそのD業務員の一人であり、確かに昭和37年11月から一緒に勤務していた。」と供述しているほか、申立人がB社C営業所の別の営業担当者であったと供述する者も、「申立人とは昭和37年11月から一緒に勤務しており、C市内の営業を始め地方出張の際も、申立人にD業務を依頼していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該事業所においてB社への派遣D業務員であったことが確認された前述の二人は、いずれも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和35年9月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で同保険の被保険者であることが確認できるとともに、B社への派遣D業務員であったとの供述が得られた者二人も、自身が記憶する入社日と同保険の被保険者資格取得日がおおむね合致していることが確認できる。

一方、当該事業所に係る被保険者原票により、申立人と同様に昭和39年8月5日に同資格を取得したことが確認できる者3人に照会したところ、いずれも、同日以前から当該事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに当該事業所においてB社への派遣D業務員として勤務していた者について、入社時から厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様に当該事業所においてB社への派遣D業務員であったことが確認された上述の同僚等のA社に係る申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び

これに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 39 年 8 月 5 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 11 月から 39 年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき申立人の同事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を39万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 10 日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が実際に支払われた金額より低額であった。

当該事業所は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提供された申立人の賃金台帳により、申立人は、平成 16 年 12 月 10 日に同社から賞与（41 万 20 円）の支払いを受け、厚生年金保険料（2 万 7,839 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の厚生年金保険料控除額（2 万 7,839 円）については、賞与額に基づく標準賞与額に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000 分の 69.67）を乗じて求められる金額（2 万 8,565 円）とは合致せず、当該標準賞与額に平成 16 年 10 月に改定される以前の同保険料率（1,000 分の 67.9）を乗じて求められる金額と合致することが確認できることから、事業

主が、申立期間の厚生年金保険料控除額を算出するに当たって、適用すべき保険料率を誤ったものと考えられ、この結果、当該厚生年金保険料控除額（2万7,839円）に見合う標準賞与額は、当該賞与額に見合う標準賞与額よりも低額の39万9,000円となっている。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前記貸金台帳の厚生年金保険料控除額から、39万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立期間の賞与額について総支給額に基づいて届出を行うべきところ、社会保険料等を控除した後の支給額に基づいて届出を行った。」と供述している上、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間における標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から63年6月までの期間及び平成2年4月から3年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年7月から63年6月まで
② 平成2年4月から3年10月まで

私は、昭和62年7月に会社を退職後、A国留学し、帰国後の63年7月から別の会社に勤めたが、平成2年4月に同社を退職後、B国留学したので申立期間は国民年金に加入していなかった。

B国から帰国後の平成5年12月ごろに、私の父親が国民年金の加入手続をし、未納となっていた国民年金保険料を納付してくれていた。

領収書等を処分してしまい、父親も死亡しているため詳しい状況は不明であるが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて国民年金の加入手続を行ったのは平成5年12月ごろで、それまで国民年金に未加入であったとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号の被保険者加入状況調査等により、5年12月に払い出されたものと推測されることから、申立内容に不自然さは無いが、当該時点で申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したとすると、平成3年11月から4年3月までの過年度保険料は納付済みとなっていることが確認できることから、申立人がさかのぼって納付した保険料は加入時点で納付可能な過年度保険料であったものと推認され、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付したとする父親も既に死亡しており当時の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年9月までの期間、7年2月、同年3月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月から同年9月まで
② 平成7年2月及び同年3月
③ 平成7年9月

私は民間会社を退職後、再就職するまでの間は国民年金に加入して保険料を納めていた。私が所持する年金手帳に国民年金の加入期間の記録が記入されているので、保険料を納めているはずである。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年12月ごろに払い出されたものと推認できるものの、2年4月に被保険者資格を喪失後、再加入した13年6月まで、オンライン記録の住所変更がされた形跡が無いことから、申立期間について加入を行ったとは考え難い。

また、申立期間①については、申立人は平成5年ごろA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は申立人の母親がC市内のD信用金庫で納付したとしているが、A市によると、A市以外の当該金融機関で保険料を納付することができないとしていることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立期間②及び③については、申立人は国民年金保険料をどのように納付したか記憶がないとしている上、当該期間は申立人の妻も保険料が未納になっていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとは認め難い。

そのほか、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄に、申立期間について、国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録が記載されているが、同記載は国民年金保険料の納付の有無を表すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1771

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から63年2月まで

私は、日本年金機構から、申立期間は国民年金に未加入であるとの説明を受けたが、途中で国民年金をやめる手続を行ったことはない。

私の国民年金保険料は、申立期間の以前から、金融機関の預金口座からの自動引落しにより納付しており、途中で保険料をその口座から引落しすることをやめたことはなく、申立期間中も税金などの引落しはきちんとされていたので、申立期間の保険料についても、同様に、その口座から遅滞なく引き落とされていたはずである。

また、申立期間については、日本に居住していなかったため国民年金の被保険者資格を喪失していたが、希望すれば国民年金に任意加入できたと同機構から説明を受けた。しかし、たとえ申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとしても、当時、私は、海外に転出すると被保険者資格を喪失することや任意加入できることの説明を受けておらず、不当に保険料を納付する機会を奪われたことになる。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金の被保険者資格の喪失手続を行ったことはないとしているが、申立人は、申立期間は海外に居住し日本国内に住所を有していないことが申立人の戸籍の附票により確認できることから、申立期間については、国民年金の強制加入被保険者資格を有しておらず、被保険者資格を喪失する理由が認められる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、口座振替により納

付していたとしているが、申立人の国民年金被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む年度のみ、引き落とす口座の指定が解除されている上、申立期間直後の昭和63年3月から同年5月までの保険料を納付書により同年4月にまとめて納付し、同年6月からの保険料を再度、口座振替により納付する手続を行ったと考えられることから、申立人は、海外から帰国した後に国民年金の再加入手続を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金被保険者名簿を確認したところ任意加入の手続が行われた形跡が無く、国民年金被保険者資格を喪失している期間については、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年3月まで

私は、昭和59年10月の婚姻後、私の給与所得が多く夫の扶養家族になれなかったため、国民年金保険料を納付していた。領収書等は確定申告の際、証拠書類として税務署に提出しているため現在所持していないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、昭和59年10月31日付けで国民年金被保険者資格を喪失した記録になっており、同じ資格喪失記録は、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市保管の国民年金保険料資格状況通知書からも確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「私の給与所得が多く夫の扶養家族になれなかったため、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、これは、昭和61年4月の国民年金法の一部改正により制度化された「第3号被保険者」の資格要件に関するものであり、申立期間当時はこのような制度は無かったことから、申立人は61年4月に第1号被保険者資格を再取得したことにより、国民年金保険料を納付していたものと推認でき、申立人の主張は、同年同月からの状況について述べているものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1773

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から平成3年3月まで

私は、昭和59年4月にA大学(当時)に入学し、学生課の職員から国民年金の学生任意加入の勧奨を受けたため、私の母親がB市役所支所で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料はC銀行D支店の私の銀行口座から振替により納付していた。

申立期間当時の当該口座の預金通帳は処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に申立人の母親が申立人の国民年金の学生任意加入手続きを行い、自身の銀行口座から振替により国民年金保険料を納付していたと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成3年4月ごろ払い出されたものと推定できること、ii) 申立人が申立期間当時居住していたB市では、申立期間に係る申立人の被保険者名簿が見当たらないこと、iii) 申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替していたとする預金通帳については、既に処分しているとしている上、当該口座のあったC銀行では、申立期間に係る入出金記録については、保存期間の経過により廃棄したとしているため、申立期間に係る申立人の保険料の納付は確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が平成3年4月ごろ払い出されていることについて、申立人は、年金手帳を紛失したため、申立人の父親又は母親が申立人の強制加入被保険者としての加入手続きを行い、その際、当初の同手帳

記号番号を引き継がずに別の番号が払い出されたものと思うと述べているが、その父親は既に死亡しているため聴取することができず、その母親はB市役所支所には昭和59年4月に手続のために一度しか行ったことがないとしており、平成3年4月の国民年金手帳記号番号の払い出し手続を行った状況の確認ができない上、申立人は、昭和59年4月から平成7年3月までB市に住所があったことが確認できることから、被保険者種別変更及び年金手帳の再交付がされても、別の同手帳記号番号が払い出されたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1774

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 59 年 3 月まで

申立期間は、私が昭和 57 年 9 月末日にそれまで勤務していた金融機関を退社し、59 年 4 月に現在勤務している会社に入社するまでの期間であるが、当時、私の父親が国民年金への加入を勧めてくれており、父親が申立期間の私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずである。

父親は既に亡くなっており、詳細は分からないが、父親が私の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたことは間違いないと思っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずであると主張しているが、その父親が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出されている必要があるところ、申立人の基礎年金番号の記録には、厚生年金保険記号番号が記録されているのみで、国民年金記号番号は記録されておらず、これまでに同記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人の父親は既に死亡しており、当時の状況等を聴取することができない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1775

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年11月まで
申立期間の国民年金保険料については、毎月私がA市B区のC郵便局で納付書に現金を添えて納付したと記憶している。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における国民年金の加入については、申立人の夫が厚生年金保険の加入者であったことから、申立人は国民年金の任意加入対象者であったところ、申立人は、申立期間に係る任意加入手続を行った具体的な記憶がないとしている上、申立人が所持している年金手帳のほか、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録においても、申立期間に係る任意加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和50年12月26日に被保険者資格を喪失し、53年12月8日に任意加入により被保険者資格を取得しており、この間である申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「毎月私がA市B区のC郵便局で納付書に現金を添えて納付したと記憶している。」と述べているところ、申立期間当時、A市では郵便局で保険料を納付することは可能であったが、納付書による3か月納付が原則（毎月納付は、昭和62年4月から）としていることから、申立内容とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1776

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から9年3月まで

申立期間の国民年金加入手続は、私が平成4年4月ごろ、A市B区役所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、亡くなった夫名義のC銀行D支店の口座から口座振替で納付した。その口座の預金取引明細表の摘要欄に「*」及び出金額欄に「13,300円」と毎月23日ごろに記載されているのが国民年金保険料だと思うので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「亡くなった夫名義のC銀行D支店の口座から口座振替で納付した。その口座の預金取引明細表の摘要欄に『*』及び出金額欄に『13,300円』と毎月23日ごろに記載されているのが国民年金保険料だと思う。」と述べているが、i) 同金融機関に照会したところ、「*」とは「E会F支部」と思われ、何かの保険料の掛金と思われるとの回答があったこと、ii) 同会F支部に照会したところ、「* 13,300円」とは、G職だけが加入できる生命保険料と思われるとの回答があったこと、iii) 申立期間における国民年金保険料月額が9,700円から1万2,300円であることなどから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間について、申立人のA市の国民年金被保険者名簿には、第3号被保険者と記載されている上、同名簿の「金融機関コード」欄及び「口座番号」欄には何も記載されていないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 55 年 3 月 1 日まで

昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までA社の正職員としてB専門職の仕事に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までA社に継続して勤務しており、申立期間も同社に勤務していた。」と主張しているが、申立人から提出された社会保険事務センター（当時）に対する平成 20 年 11 月 4 日付けの年金加入記録回答票において、昭和 54 年 5 月 1 日から 55 年 2 月 28 日までの期間、申立ての事業所とは別の事業所に勤務していた旨の記載が確認できたことから、別の事業所の事業主に申立人の勤務状況等を照会したところ、「申立人は、当社に昭和 54 年 5 月ごろから 1 年間近く勤務していた。当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している。

また、申立人が申立期間当時にA社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚一人は、「申立期間において、申立人はB専門職として勤務していた。」と供述しているものの、オンライン記録により申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 7 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 2 人は、「申立人はB専門職として勤務していたが、途中でいったん退職し、他の事業所に 1 年ぐらい勤務した後に再度A社に勤務した。」と供述しており、この供述は前述の申立事業所とは別の事業所の事業主の供述と符合している上、他の二人も「申立人は勤務していたが、申立人の就職時期、退職時期のいずれについても覚えていない。」

と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成19年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2881

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 8 月 1 日まで
申立期間は、A社の代表取締役として勤務し、月額 45 万円の役員報酬（給与）を受給していたが、年金事務所の記録によると、標準報酬月額が 19 万円となっているので、44 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社の代表取締役である申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、19 万円となっているが、申立人から提出された申立期間に係る「給与所得に対する所得税源泉徴収簿（写し）」により確認できる報酬月額及び社会保険料控除額から算出した厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う申立期間の標準報酬月額は、共に 44 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間当時における当該事業所に係る標準報酬月額の改訂状況を確認したところ、平成 3 年 10 月 1 日に申立人を含む 3 人について定時決定（処理日：同年 9 月 3 日）が行われ、申立人については当該決定により標準報酬月額がそれまでの 41 万円から 19 万円に減額されていることが確認でき、また、その後の 4 年 8 月 1 日に申立人についてのみ随時改定（処理日：同年 8 月 18 日）が行われ、当該改訂により 44 万円に増額されていることが確認できる上、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険の手続は委託していた社会保険労務士（既に死亡）にすべて任せていたので、社会保険事務所（当時）に対する前述の定時決定に係る届出については承知していないとしているが、「平成 4 年 8 月 1 日に標準報酬月額が随時改定される際に、当該社会保険労

務士からの求めに応じ届出に係る書類に押印した記憶はある。」と供述しており、また、「社会保険等の手続に必要な代表者印は自ら管理していた。」と述べている。

以上のことから判断すると、申立人に係る前述の定時決定に関する届出については、当該社会保険労務士が標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行する責務を有する事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与もなしに無断で行ったものとは考え難い。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

北海道厚生年金 事案 2882

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで

昭和 51 年 7 月 1 日にA社のB本店に入社したが、厚生年金保険の加入記録によると、被保険者資格取得日が 52 年 7 月 1 日であり、申立期間については、加入記録が確認できなかった。同年度に同社C営業所に入社した同僚は、入社と同時に厚生年金保険に加入しているので、私も、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、昭和 52 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、現在の代表取締役は「申立期間当時は、父親が代表取締役であったが申立期間当時の資料を保存していないことから詳細は不明である。しかし、B本店は、当時、厚生年金保険の適用申請を行っておらず、昭和 52 年 7 月 1 日に社会保険事務所（当時）に対し同保険の適用事業所の届出を行っており、従業員にはそれまでの期間について同保険に加入させておらず、給与から同保険料を控除していなかった。一方、C営業所は、D社チェーンのフランチャイズとして出店しており、経理及び人事管理は同チェーン本部に任せる形を取っていたのでB本店とは厚生年金保険の適用が異なっていた。」と回答している。

さらに、申立人から名前が挙げられた同僚9人のうち生存及び所在の確認ができた5人のほか、オンライン記録によりA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる4人、及び同社C営業所の健康保険厚生年金保険事業所

別被保険者名簿において代理人として記載されている者一人の合計 10 人に照会し 7 人から回答が得られたところ、全員が「申立人と一緒に勤務していた。」と供述しているものの、自身の入社年月について昭和 52 年 7 月 1 日以前から勤務していたと回答している二人の同僚は「A社B本店は、昭和 52 年 7 月 1 日から厚生年金保険に加入するようになり、それ以前の期間については、給与から同保険料は控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立期間当時の代表取締役及び申立人がA社B本店において一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 8 人についても、オンライン記録により、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は昭和 52 年 7 月 1 日であることが確認できる上、申立期間当時の代表取締役は申立期間においては国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、同年度にA社C営業所に入社した同僚が入社当初から厚生年金保険に加入していると主張しているが、A社の現在の代表取締役及び複数の同僚の回答により、同社C営業所は、昭和 44 年にD社チェーンのフランチャイズとして出店し、チェーン本部の指導により、46 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったものであり、同社C営業所と同社B本店は厚生年金保険の適用が異なっていたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 12 日から 48 年 4 月 1 日まで
新聞の募集広告を見て、A社（現在は、B社）に応募し、昭和 47 年 4 月 12 日に入社した。

A社には昭和 47 年 4 月 12 日から平成 18 年 3 月 31 日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍期間証明書により、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和 48 年 4 月 1 日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について事業主に照会したところ、「すべてが不明。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた上司 4 人及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 23 人の計 27 人に照会し、16 人から回答が得られたところ、そのうち 11 人は、「申立人は申立期間において、勤務していた。」と供述しているものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の給与からの控除について確認できる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、前述の回答が得られた 16 人のうち 8 人

について自身の記憶している入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっていることが確認できることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用については一定の基準等があったものと考えられる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 10 日から同年 7 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、申立期間については加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社に「B業務課長兼C業務課長」として勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によりA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 41 年 11 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、申立期間当時の代表者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、商業法人登記簿により、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できる者二人に照会したところ、一人は、照会文書があて所不明により返戻され、他の一人は、その家族から既に死亡している旨の回答があり、これらの者から、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について、供述を得ることができない。

さらに、被保険者名簿により当該事業所において申立期間中に厚生年金保険の加入記録があり、かつ、生存及び連絡先が判明した 8 人に照会したところ、回答が得られた 7 人のうち 2 人は、「申立人が厚生年金保険に加入して

いたか否か、また同保険料が給与から控除されていたか否かは分からない。」と供述している上、他の5人は当時のことを覚えていない旨供述している。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者記録は無い上、当該事業所に係る被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月7日から33年4月21日まで
厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。
しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月の前後2年以内に資格喪失した申立人を含む4人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4人すべてについて脱退手当金の支給記録が確認できる上、いずれも資格喪失日から3か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無い上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から16日後の昭和33年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 25 日から 49 年 1 月 27 日まで

A社(現在は、B社)で勤務していた期間の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無い。

しかし、申立期間に当該事業所で勤務していたのは間違いなく、同僚が厚生年金保険に加入している記録があるにもかかわらず、自分だけこれが無いのはおかしいので、同保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している就職退職記録簿により、申立人は、昭和 48 年 1 月 25 日から 49 年 1 月 26 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の事務管理者は既に死亡し、また、事務担当者は連絡先が不明であるため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人に照会したが、いずれの者からも申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られない。

さらに、オンライン記録により、上記就職退職記録簿に記載されている 26 人のうち申立人を含む 17 人に厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できることから、当該事業所ではすべての者を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間の前後 1 年間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、生存及び連絡先が判明した者 17 人に照会したところ、回答が得られた 8 人のうち 3 人が「採用されてから厚生年金保険

に加入できない期間があった。」と供述している上、このうち一人は、「当該事業所は、厚生年金保険に加入していない者の給与から同保険料を控除していないと思う。」と供述している。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 16 日から 61 年 4 月上旬ごろまで
昭和 58 年春ごろから 61 年 4 月上旬ごろまで、A 県 B 市にあった C 社（現在は、D 社）に準社員として勤務し、E 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同年 2 月ごろ、同社から、「経営が苦しいので国民年金に切り替えてほしい。」と言われたこともあり、中小企業なのでいい加減に取り扱われたのだと思っている。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 社に照会したところ、「申立期間当時の社員名簿、給与台帳等を保管していないため、申立人の勤務状況等については分からない。」と回答しているほか、申立期間当時、C 社の代表取締役であった者に照会したところ、「申立人については記憶がないが、年齢からみてパート従業員と思われる。当時、パート従業員で本人の意思で厚生年金保険に加入していない者もいたが、いったん加入した者が途中で加入をやめることは考えられないため、申立人が同保険の被保険者資格を喪失したならば、その時点で退社していたはずである。」と回答しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 58 年 8 月 16 日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、60 年 1 月 16 日に同資格を喪失していることが確認でき、申立期間において同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に照会したものの、回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者 29 人に照会したところ、回答が得られた 16 人から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった上、このうち申立人が保管する当該事業所の F 業務発表会資料により、申立人と同一グループに所属していたことが確認できる者二人のうち一人は、「当時の仕事は重労働であったため、申立人は、既に高齢であったこともあり、入社後 1 年か 2 年で退社したと記憶している。」と供述しているほか、他の一人は、「申立人が退社した時期までは記憶していない。」と供述している。

加えて、当該回答者 16 人のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 4 月までの期間において同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者 6 人（G 業務に従事していたと供述する者一人を含む。）は、いずれも、「申立人を知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、当該回答者 16 人は、いずれも、「自身の退社時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は合致している。」と供述しているほか、このうちパート従業員又は準社員であったと供述する者 8 人のうち 4 人は、「パート従業員も希望すれば厚生年金保険に加入することができた。」と供述しているほか、他の一人は、「昭和 58 年ごろから、パート従業員も厚生年金保険に加入するようにと会社から勧められた。」と供述しており、ほかに当該事業所においてパート従業員又は準社員として継続して勤務していた期間において同保険の被保険者資格を喪失させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、H 厚生年金基金が保管する申立人の加入員記録票によると、申立人の同基金加入員資格喪失日は昭和 60 年 7 月 16 日であることが確認できるほか、I 健康保険組合が保管する組合適用台帳によれば、申立人の同組合員資格喪失日も同日であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における離職日は同年 7 月 15 日であることが確認でき、これらは、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日と合致している。

なお、申立人は、「昭和 61 年 2 月ごろ、会社から、『経営が苦しいので国民年金に切り替えてほしい。』と言われたこともあり、中小企業なのでいい加減に取り扱われたのだと思っている。」と主張するが、上述の回答者 16 人から、当時、当該事業所から国民年金への切り替えを求められたことをうかがわせる供述は得られなかった上、このうち上述の申立人と同一グループに所属していたことが確認できる者は、「私は昭和 56 年に C 社に入社し、平成 8 年に同社が社名を変え、さらに他社と合併した後の 21 年まで勤務していたが、申立期間当時は会社の経営状況が悪くない時期であったことから、業績

不振を理由に従業員の厚生年金保険被保険者資格を喪失させることは考えられない。」と供述しているほか、当時、J 課員であったと供述する者は、「申立期間当時、C 社は、K 社の出資を受けた連結子会社であり、同社から役員を受け入れ、同社の業務監査も受けていたことから、関係法令は遵守しており、事務処理も適正に行われていた。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 20 日から 38 年 6 月 18 日まで
昭和 37 年 5 月から 39 年 5 月まで、A 市 B 町にあった C 社 A 工場に勤務し、D 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、C 社は昭和 51 年 9 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が C 社 A 工場の工場長であったと供述する者に照会したところ、「当時、会社から申立人が工場全体の D 業務を担当するということは知らされていたが、日常の業務に直接関与することはなかったため、申立人がいつ入社したかは分からない。また、申立人の社会保険等に係る採用条件についても関知していない。」と供述しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した者 13 人に照会したところ、回答が得られた 8 人のうち 6 人は、いずれも「申立人を知らない。」と供述しているほか、他の二人は、いずれも「申立人が入社した時期までは記憶していない。」と供述しており、申立人が昭和 38 年 6 月 18 日以前から

同社に勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

一方、申立人は、「入社時からC社A工場に勤務した。」と主張するが、申立人が工場長であったとする者、及び当該回答者8人のうち1人は、いずれも「C社の工場は、当初はE町にあり、その後、A市に移転した。」と供述しており、このうち一人は、「私は、昭和37年4月にC社E工場に入社したが、同年9月ごろ同工場がA市内に移転した。」と供述していることを踏まえると、当該主張は不自然である。

加えて、申立人は、「A工場でD業務を担当していたのは私だけであった。」と供述しているところ、当該回答者8人のうち1人は、「私はE工場及びA工場でD業務を担当しており、工場が移転してから数か月後まで同工場に勤務していた。」と供述している上、当該事業所に係る被保険者原票によると、同人が当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失したのは昭和38年1月21日であることが確認できることを踏まえると、申立期間のうち同日以前の期間においては、C社A工場には申立人の前任者が勤務していたものと考えられる。

なお、当該事業所に係る被保険者原票によれば、上述の申立人が工場長であったと供述する者は、自身が記憶する入社時期から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、前述の回答者8人のうち1人は、自身が記憶する入社時期から2年2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、当該回答者8人のうち他の2人については、自身が入社した時期に係る供述は得られなかったものの、入社後、それぞれ1年か2年後、数か月後に同保険の被保険者資格を取得したと供述している上、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
昭和 54 年 6 月から 55 年 12 月までA社に勤務し、入社時の約束で毎月 15 万円の給与を退職時まで支給されていたが、オンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されている。在職中に給与額が下がることはなかった。
当時の給与明細書等を一部保管しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間のうち昭和 54 年 12 月から 55 年 5 月までの期間、同年 7 月及び同年 8 月については、申立人が保管する A 社の給料支払明細書に記載された給与支給額（昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までは 15 万円、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月は 15 万 7,500 円）に見合う標準報酬月額（昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までは 15 万円、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月は 16 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（13 万 4,000 円）よりもいずれも高額であるものの、当該給料支払明細書に

より、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（6,097 円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000 分の 45.5）で除して求められる報酬月額（13 万 4,000 円）に見合う標準報酬月額（13 万 4,000 円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とすべて合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人が保管する昭和 54 年分及び 55 年分給与所得の源泉徴収票により、両年において申立人が事業主により源泉控除されていたと認められる社会保険料の金額（昭和 54 年は 9 万 6,208 円、55 年は 13 万 7,192 円）についても、オンライン記録で確認できる毎月の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の年合計額（昭和 54 年は 4 万 5,591 円、55 年は 7 万 1,833 円）、健康保険料の年合計額（昭和 54 年は 4 万 80 円、55 年は 6 万 1,040 円）、及び給与等の総支給額から推計される各年の雇用保険料額（昭和 54 年は 1 万 1,110 円、55 年は 1 万 632 円）を合計した額（昭和 54 年は 9 万 6,781 円、55 年は 14 万 3,505 円）とほぼ合致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間はA市B区にあったC社に勤務し、D職に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。現場でけがをして病院にかかったこともあるので、健康保険にも加入していたはずである。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社において従事した業務内容等に係る供述が具体的であることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無い上、商業登記簿謄本の記録においても、申立期間において同社が当該地域に存在していたことは確認できず、この一方で、申立人が同社の事業主であったと供述する者については個人を特定することができないため、同人から同社に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人については、申立人が姓しか記憶していないことから、いずれも個人を特定することができないため、これらの者からも当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、申立人は、「私がC社においてD業務等に携わったE社の商業施設

や、A市にあったFビル地下の商業施設等についても調査するのが第三者委員会の仕事ではないか。これらについて調査しないで結論を出すのはおかしい。」と主張するが、当委員会が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき厚生年金保険の加入記録の訂正に係るあつせんを行うに当たっては、同法第1条第1項の規定により、事業主が申立人の負担すべき厚生年金保険料を給与から控除した事実があったか否かに係る判断が求められるところ、申立人が主張する商業施設の存否等に係る調査を行ったとしても、既に上記で一部勤務実態が認められた期間を含め、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実まで確認できるものではないことから、当該調査を実施する必要性は認められない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2891（事案 1403 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 12 日から平成 12 年 5 月 1 日まで
保管していた給与明細書を確認したところ、社会保険庁（当時）が記録する申立期間の標準報酬月額は、A社が誤った届出を社会保険事務所（当時）に行ったことによるものであることがわかれたため、年金記録確認B県地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に年金記録の訂正を求めて申立てを行ったが、記録の訂正は認められないとの通知がきた。

この内容をみると、当該決定通知の前に第三者委員会から送られた審議状況に係る連絡文書と給与明細書から報酬月額を認定した月の範囲等の記載が異なっているほか、報酬月額に見合う標準報酬月額の記載や販売褒賞金の最低額の記載も誤っており、正確ではない。正しいデータに基づいて、改めて公正公平な判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 第三者委員会が行う標準報酬月額の認定においては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになること、ii) 申立人が保管する給与明細書及びA社が保管する賃金台帳により、申立人が、申立期間の一部において社会保険庁が記録する標準報酬月額より高額な報酬月額の支払いを受けて

いたことは確認できるものの、給与明細書及び賃金台帳が存在するすべての期間において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、いずれも、社会保険庁が記録する標準報酬月額とすべて合致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することなく、i) 審議状況に係る連絡文書とその後の決定通知とで給与明細書から報酬月額を認定した月の範囲等に係る記載が異なること、ii) 報酬月額に見合う標準報酬月額の認定額が申立期間のうち3か月について実際より低い額となっていること、iii) 平成 11 年における販売報奨金の最低金額が実際より低く記載されていること等から、当委員会の当初の決定にも疑義があると主張するが、今回、再度確認した結果、i) については、当該事業所の社会保険料控除方式が翌月控除であったことから、審議状況の連絡文書では、給与明細書の所属月の報酬月額から厚生年金保険料発生月（給与明細書の所属月の前月）分の標準報酬月額を推認して記載していたものを、決定通知では、給与明細書の所属月の報酬月額から同月分の標準報酬月額を直接認定する記載に改めたこと、ii) 及びiii) については、申立人の指摘どおり実際より低額の記載となっていたことがそれぞれ確認されたものの、この一方で、給与明細書により、事業主が源泉控除（翌月控除）していたと認められる厚生年金保険料額（昭和 49 年 10 月及び 50 年 3 月は 6,460 円、54 年 1 月、同年 2 月及び同年 6 月から同年 9 月までは 9,100 円、同年 10 月から 55 年 1 月まで及び同年 5 月は 1 万 10 円、同年 12 月、56 年 1 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月は 1 万 4,840 円、同年 10 月から 57 年 3 月まで、同年 5 月、同年 12 月から 58 年 5 月まで及び同年 8 月は 1 万 5,900 円、59 年 3 月は 2 万 140 円、平成元年 2 月から同年 4 月までは 2 万 5,420 円、同年 12 月は 2 万 9,140 円、2 年 1 月及び同年 2 月は 3 万 3,605 円、3 年 5 月は 2 万 9,725 円）を当時の被保険者負担保険料率（昭和 49 年 10 月及び 50 年 3 月は 1,000 分の 38、54 年 1 月、同年 2 月、同年 6 月から 55 年 1 月まで及び同年 5 月は 1,000 分の 45.5、56 年 1 月、同年 5 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月から 57 年 3 月まで、同年 5 月、同年 12 月から 58 年 5 月まで、同年 8 月及び 59 年 3 月は 1,000 分の 53、平成元年 2 月から同年 4 月まで及び同年 12 月は 1,000 分の 62、2 年 1 月及び同年 2 月は 1,000 分の 71.5、3 年 5 月は 1,000 分の 72.5）で除して求められる報酬月額（昭和 49 年 10 月及び 50 年 3 月は 17 万円、54 年 1 月、同年 2 月及び同年 6 月から同年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 55 年 1 月まで及び同年 5 月は 22 万円、同年 12 月、56 年 1 月、同年 5 月、同年 6 月及び同年 8 月は 28 万円、同年 10 月から 57 年 3 月まで、同年 5 月、同年 12 月から 58 年 5 月まで及び同年 8 月は 30 万円、59 年 3 月は 38 万円、平成元年 2 月から同年 4 月までは 41 万円、同年 12 月から 2 年 2 月までは 47 万円、3 年 5 月は 41 万円）に見

合う標準報酬月額（昭和49年10月及び50年3月は17万円、54年1月、同年2月及び同年6月から同年9月までは20万円、同年10月から55年1月まで及び同年5月は22万円、同年12月、56年1月、同年5月、同年6月及び同年8月は28万円、同年10月から57年3月まで、同年5月、同年12月から58年5月まで及び同年8月は30万円、59年3月は38万円、平成元年2月から同年4月までは41万円、同年12月から2年2月までは47万円、3年5月は41万円）は、社会保険庁が記録する標準報酬月額とすべて合致しているほか、賃金台帳により、事業主が源泉控除（翌月控除）していたと認められる厚生年金保険料額（平成5年1月から6年9月までは2万9,725円、同年10月は3万1,900円、同年11月から7年7月までは3万6,300円、同年8月から8年9月までは4万8,675円、同年10月から9年9月までは4万3,375円、同年10月から10年9月までは4万5,977円、同年10月から12年3月までは4万772円）を当時の被保険者負担保険料率（平成5年1月から6年10月までは1,000分の72.5、同年11月から8年9月までは1,000分の82.5、同年10月から12年3月までは1,000分の86.75）で除して求められる報酬月額（平成5年1月から6年9月までは41万円、同年10月から7年7月までは44万円、同年8月から8年9月までは59万円、同年10月から9年9月までは50万円、同年10月から10年9月までは52万9,994円、同年10月から12年3月までは46万9,994円）に見合う標準報酬月額（平成5年1月から6年9月までは41万円、同年10月から7年7月までは44万円、同年8月から8年9月までは59万円、同年10月から9年9月までは50万円、同年10月から10年9月までは53万円、同年10月から12年3月までは47万円）は、社会保険庁が記録する標準報酬月額とすべて合致している上、12年4月については、賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、報酬月額に見合う標準報酬月額がさらに高額であったとしても、いずれも特例法による保険給付の対象には当たらないため、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「給与明細書等が無い期間については調査が行われていない。」と主張するが、前述のとおり、給与明細書又は賃金台帳が存在するすべての期間において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は社会保険庁が記録する標準報酬月額と合致していることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者が保管する当時の給与明細書においても、事業主が源

泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が社会保険庁が記録する標準報酬月額といずれも合致していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、社会保険庁が記録する標準報酬月額どおりの額に基づく厚生年金保険料を源泉控除していたものと考えられ、ほかに給与明細書又は賃金台帳が存在しない期間において、申立人の給与から社会保険庁が記録する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える額の同保険料が源泉控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そして、申立人は、「社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料しか給与から控除されていなくても、もともと事業主が届け出た標準報酬月額が誤っている場合はどうなるのか。私は事業主による随時改定等の判断が正しかったかどうかについて疑問を持っており、このような観点から調査審議を行うべきである。」と主張するが、特例法では、第三者委員会の調査審議の結果、事業主が、被保険者からその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を源泉控除しながら、厚生年金保険法に基づく同保険料の納付義務を履行していない、又は履行したか否かが不明であるとの意見があった場合に、厚生労働大臣が標準報酬月額の改定等を行うものとされているところ、第三者委員会は、このような特例法の趣旨に則り、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が源泉控除されていたかどうか又は社会保険庁が記録する標準報酬月額を超える報酬月額に見合う厚生年金保険料が源泉控除されていたかどうか、及び事業主が当該源泉控除した保険料を社会保険事務所に納付したかどうかについて調査審議を行うものであることから、事業主による保険料の納付義務の履行の有無を判断するに当たって必要となる場合を除き、事業主による届出の適否を調査審議の対象とすることはない。一方、申立人は、上述のとおり、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から源泉控除されていないことが認められることから、事業主による届出の適否に係る調査審議の余地もないため、当該主張は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 4 日まで
昭和 38 年から 52 年 11 月まで、A 社（現在は、B 社）に勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、
申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に在籍したまま、C 社で D 業務の研修を受け、給与は A 社から支給され、厚生年金保険料も給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、申立期間当時の事業主及び経理担当者は、いずれも既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、現在の事業主は、「申立人が E 県の C 社に研修に行っている間は、A 社から給与を支給しておらず、厚生年金保険料を控除していないと思う。私も A 社に在職中、C 社とは異なる別の事業所で研修を受けたが、その間、A 社からは給与が支給されず、A 社では、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚 51 人（申立人を含む。）のうち 5 人（申立人を除く。）が、申立人と同じく、当該事業所で一度被保険者資格を喪失し、その後再取得しているが、このうち 4 人は、社会保険事務所（当時）の記録どおり、当該事業所を一度退職し、その後再入社したと回答している上、残りの一人は、オンライン記録による

と、当該事業所で被保険者資格を喪失してから再取得するまでの期間中に当該事業所とは異なる別の事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚8人に照会したところ、7人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）から回答を得たが、いずれの同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

その上、申立人は、申立期間における当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 20 日から 56 年 6 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C支店長に誘われ、昭和 54 年 8 月 20 日から 58 年 10 月 16 日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。給与が振り込まれている銀行の預金通帳があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人の預金通帳（写し）及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の資料は廃棄済みであり、従業員の勤務及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げ、生存及び所在が確認できた9人及びオンライン記録から申立期間同時にA社C支店で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる4人の計13人に照会したところ、9人から回答が得られたが、そのうちの5人は、「厚生年金保険の加入は正社員のみであった。」と供述しており、5人のうち2人は「申立人は、申立期間は正社員ではなかった。」と供述している。

さらに、上記5人のうち、申立期間当時、経理事務を担当していた同僚は「給与は正社員にのみ支給されていた。」と供述しているところ、申立人の預金通帳（写し）を見ると、申立期間においてA社から給与が支払われた形跡は認められず、昭和 56 年 6 月に支払われた給与についても、B社は、「正

社員以外の賞与は、寸志として支払われていた。申立人の昭和56年6月の賞与の額はいわゆる寸志以上であると思うが、賞与についてはその年の業績により異なり、本人の評価でも決まってくるので何とも言えない。」と回答しており、当該賞与の支給の有無及び支給額をもって申立人が申立期間に正社員であったことは確認できない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の名前は確認できない上、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録とオンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格取得日は合致しているとともに、同資格取得年に申立人の夫の被扶養者でなくなっていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 4 月 21 日まで A 社 B 店に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入退社日は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社は昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 60 年 12 月 1 日から同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 6 人に照会したところ、3 人から回答が得られたが、そのうち申立期間当時の事業主は、「昭和 59 年ごろ会社を設立し、法人登記後厚生年金保険の加入手続をした。申立期間当時、従業員には厚生年金保険に加入予定であることは話していたと思う。私も申立期間は厚生年金保険には加入していない。」と供述し、他の一人は、「私は、申立期間当時は国民年金に加入しており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から59年1月4日まで

A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年10月1日からB業務の担当責任者として勤務していたが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が59年1月4日となっている。

A社で昭和57年10月1日から他の社員と同様に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者の資格取得日を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和57年10月1日から同社に勤務していたので、同時に同社で厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかしながら、A社は、「会社設立以降、事務所を4回移転し、古い書類は処分しているので、申立期間に係る書類は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、i) オンライン記録では、申立人の前勤務事業所であるC社において、昭和49年4月22日から57年12月28日までの期間、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、ii) 申立人の雇用保険の加入記録では、申立人がC社を57年12月27日に会社都合により離職し、求職者給付の基本手当を受給していることが確認できること（基本手当の給付日数は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第22条1の2では、基準日において45歳以上55歳未満である受給資格者は240日となっている。）、iii) 申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、58年1月4日に健康保険任意継続被保険者となっていることが確認できること、iv) A社の商業登

記簿謄本では、申立人は 55 年 5 月 31 日に取締役として登記され、申立期間当時も引き続き取締役であることが確認できることを踏まえると、申立人は、A社において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 57 年 10 月 1 日から社会保険の適用を受けられる社員として勤務していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、A社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 3 人に照会したところ、全員から回答が得られたが、このうち二人は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人は常勤で出勤することはなく、非常勤で B 業務を担当していた。」と供述しており、残る一人は、「一緒に勤務した記憶はない。」と供述している上、事業主も「申立人は、会社設立時から役員の登記はしていたが、当初は非常勤であった。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、出勤日数の少ない非常勤役員であったことがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月23日から29年3月1日まで

当時のA社のB専門職の指示に従い昭和26年11月23日にC事業所に着任し、30年9月21日まで同事業所に勤務していた。

しかしながら、厚生年金保険の加入記録が昭和29年3月1日からとなっており、申立期間について加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入退社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、D社E事業所内のC事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社E事業所は、オンライン記録では、昭和37年12月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるとともに、i) 申立人は、「C事業所の着任及び離任は、A社のB専門職の指示に従った。」と供述しているところ、当該B専門職は既に死亡していること、ii) 申立期間当時のD社E事業所の事務責任者の生存及び所在が確認できないことから、申立期間における申立人の同社E事業所における雇用関係、雇用形態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人がC事業所の同僚として名前を挙げた4人のうち生存及び所在が確認できる一人及びD社E事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同事業所内のC事業所に勤務していたと考えられ、生存及び所在が確認できる同僚6人並びに申立人が名前を挙げたA社の同僚4人の合わせて11人に照会したところ、C事業所の同僚6人及びA社の同僚3人の合わせて9人から

回答が得られたが、申立人の申立期間の雇用形態及び申立内容に係る具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、i) C事業所の二人は、「事業所に派遣されてくるF専門職及びG専門職の中に、事業所の正職員となることなく、長期出張で勤務する者又は嘱託員となる者がいた。」と供述していること、ii) A社の3人は、「H職は無給であったので、B専門職は、H職の経験年数と技術力に応じて、派遣の要請のあった事業所に就職のあっせん又は長期出張による勤務に就かせていた。」と供述していること、iii) A社の一人は、「長期出張による勤務の場合は、2年ぐらいの期間であった。」と供述していること、iv) 申立人がA社に所属していた当時、A社に所属し、年金記録の確認できる同僚8人のうち、4人の同僚に年金記録が確認できる以前の期間に2年前後の年金記録の空白期間が確認できることから判断すると、A社から事業所に派遣されるG専門職の中には、事業所に着任すると同時に事業所の正職員になることなく、厚生年金保険の取扱いについても異なっていたことがうかがえる。

加えて、D社E事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間に申立人の名前は無い。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料の控除について具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から30年7月まで

昭和27年2月1日から30年7月までの期間、A社に勤務していた。このうち、一般職員として勤務した27年2月1日から28年3月28日までの勤務期間は厚生年金保険の加入記録があるが、B職として勤務した同年4月から30年7月までの勤務期間には同保険の加入記録が無い。

給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和28年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間の大部分は適用事業所でない期間である。

また、A社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録が確認できない上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、生存及び所在が確認できた二人、及びA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚6人の合わせて8人に照会したところ、6人から回答が得られたが、全員が、「A社が私を厚生年金保険に加入させていたことを知らなかった。」と供述しており、申立内容に係る供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「A社の作業所は、C国駐留施設としていたD地区及びE地区にあったが、朝鮮戦争の勃発により、D地区施設のC国駐留軍が朝鮮半島に派兵され始めたころから、C国駐留軍の編成の変更及び基地の縮小が始まり、昭和28年ごろから作業所の従業員数が減少し、最終的にE作業場に集約された。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、i) 昭和28年3月25日から同年7月1日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の多くは、同資格喪失後も当該事業所に勤務していること、ii) 同年4月1日以降同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなるまでの期間に被保険者資格を新規に取得している者が二人のみであることから判断すると、C国駐留軍の減少により、当該事業所は28年3月ごろから、順次、申立人を含む従業員について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、同年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことがうかがえる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 30 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 42 年 9 月 30 日から 43 年 11 月 30 日まで
③ 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 7 月 31 日まで

申立期間①については、A社又はB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間①について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、C社又はD社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、E事業工事現場で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社又はB社は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

一方、A社又はB社について、申立人は「同事業所に勤務する前に勤務していたF社の取引先であった。」と供述しているところ、F社は「申立期間①当時、当社の取引先としてG社という会社があった。」と回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、G社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成7年4月1日であることが確認でき、同社が申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、G社の事業主からは申立人の申立期間①における勤務実態等について供述を得ることができない上、申立人は、A社又はB社で一緒に勤務していた同僚についての記憶が無く、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとするC社又はD社は、適用事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称で確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

一方、C社又はD社について、申立人は「作業現場がH社と一緒にであった。」と供述しているところ、申立人がC社又はD社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人は、申立期間②当時、H社で厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、当該同僚二人は、「申立人と同じ作業現場で勤務していた。」と供述しているものの、「H社では、役員格の一部の従業員のみが厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

また、当該同僚二人は、「会社という形態ではないものの、I社という名称の事業所があった。」と供述しているところ、I社の申立期間②当時の事業主の妻は、「当時は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、適用事業所名簿及びオンライン記録においても、I社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立期間②において、H社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人が勤務していたとするE事業の事業主体であるJ社、施工主体のK社L支社及び申立人が勤務していた事業所の親会社であると申し立てているM社は、「E事業には複数の事業所が関わっており、その詳細は不明である。」と回答していることから、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、申立人は、自らが雇用されていた事業所名、事業主名及び同僚の氏名等を記憶しておらず、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

- 4 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間について、厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和7年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和32年5月10日から同年12月20日まで
② 昭和34年5月6日から同年12月14日まで
③ 昭和38年4月1日から同年12月1日まで
④ 昭和39年4月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和40年4月1日から同年7月1日まで

A社に昭和31年6月から43年12月まで勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚が、申立人はA社で勤務していたとしているが、いずれも「勤務期間は不明である。」と供述していることから、申立人の勤務は推認できるものの、期間の特定までは確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和44年6月26日に解散しており、当時の事業主は既に死亡している上、役員についても所在が確認できず、申立人の各申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が判明した6人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれの者からも、申立人が各申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことに関する具体的な供述は得られなかった。

加えて、すべての申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 11 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 53 年 5 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで

A社を退職後、引き続きB社に勤務しているので給料から厚生年金保険料が控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は「当時の経営者及び労務担当者が既に変更しており、過去の資料等も処分していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料が無い。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人及びオンライン記録により申立期間においてB社で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が判明した同僚6人の計7人に照会したところ、4人から回答が得られたが、そのうちの一人は「申立人は、B社の跡継ぎとなるために来たが、最初は見習い同然で、申立期間当時は給料も低かったと思う。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、前勤務事業所であるA社を昭和53年4月30日に離職し、その後申立期間において失業給付を受給していることが確認できる。

さらに、B社における申立人の雇用保険の記録は、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者記録と一致している上、申立人が記憶している3人の同僚についても雇用保険の記録と厚生年金保険の被保険者記録は一致しており、当該同僚は自身の記憶する勤務期間と厚生年金保険の記録について一致して

いる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は確認できない。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2901

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社には昭和 63 年 6 月 1 日から平成 5 年 10 月 31 日までB業務部長として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では同年 1 月 31 日に被保険者資格を喪失しているため、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 11 月 1 日）の後の平成 7 年 2 月 6 日に、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 5 年 11 月 1 日から同年 1 月 31 日に遡^{そきゆう}及して訂正処理されているとともに、12 人の従業員の標準報酬月額が遡^{そきゆう}及して減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、経営不振により、代表取締役を解任され、他の者が経営を担っていたと主張しているものの、「申立期間当時、社会保険料を滞納していたかどうかについては不明であるが、社会保険事務所（当時）の対応をしていたのは私であり、代表印も私が管理していた。」と供述していることから、申立人はA社の代表取締役として、自身の厚生年金保険被保険者資格喪失届出処理及び従業員の標準報酬月額の減額訂正処理についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立期間当時、当該事業所において事業主として当該事務の執行に当たっていた申立人が、自らの厚生

年金保険の被保険者資格喪失日に係る訂正処理に同意しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。